

お客様 各位

平成31年1月吉日

株式会社ビバビーダメディカルライフ

TEL:046-265-6685

## 外国人技能実習生保険料改定についてのご案内

拝啓 皆様におかれましては時下益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。  
また日頃当社保険事業には、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平素利用していただいている外国人技能実習生保険の保険料について、諸般の事情により来年平成31年4月1日以降お申し込み分から一部保険料の改定を行うこととなりました。

以下の保険プランについて保険料が変更となりますので、ご案内いたします。

### 【講習期間の保険】

- ・Ⅱ型（35日） 2,100円 → 2,200円 (+100円)
- ・Ⅲ型（35日） 2,000円 → 2,100円 (+100円)

### 【実習期間の保険】

- ・Ⅱ型（11ヶ月） 3,500円 → 3,600円 (+100円)
- ・Ⅱ型（12ヶ月） 3,800円 → 3,900円 (+100円)
- ・Ⅲ型（11ヶ月） 2,600円 → 2,700円 (+100円)

### 【特定Ⅱ型の保険】

- ・特定（8ヶ月） 11,500円 → 11,400円 (-100円)
- ・特定（9ヶ月） 12,900円 → 12,800円 (-100円)
- ・特定（12ヶ月） 17,200円 → 17,300円 (+100円)

なお、上記の料金改定に伴い「新年度版 外国人技能実習生向け保険パンフレット」を作成いたしました。4月以降のお申し込みについてはこちらのパンフレットをご参照いただきますようお願いいたします。

宜しくご確認までお願い致します。ご不明な点は弊社までお尋ねください。

以上。



VIVA VIDA!<sup>®</sup>

Medical Life



コストの見直しは保険から！

新年度版

# 外国人技能実習生向け保険

期間延長、職種拡大にも対応、講習期間、実習期間合わせて御加入下さい。



(株) ビバビーダメディカルライフ

関東財務局長(少額短期保険)第51号

☎ 0120-656-684

<http://www.vivavida.net>



株式会社ビバビータメディカルライフは、少額短期保険会社として日本で初めて、外国人向け医療・生命保険の取扱いをはじめました。創設以来20年間、外国人の保険に対するニーズに応え続けてきました。

## 外国人技能実習生向け保険のご案内

- 万が一の時には、多額の費用負担が発生してしまうことが大変だ。
- 実習生の状況により高額な生命保険は不要なことが多いので、保険コストを抑えたい。
- 講習期間の医療保障は必要だが、実習期間は社会保険に加入するので充分だ。
- 自転車事故に備えた自転車保険(個人賠償責任保険)が示談代行付きで欲しい。
- 実習生の寮や、アパートを借りる時の火災保険もなるべく安く済ませたい。



➡ **こうしたご要望にお応えする為、当社で独自に開発した新しい保険をご提案します。**

- 講習期間の保険：医療保障(100%)と生命保障、救援者費用保障がセットの保険
- 実習期間の保険：生命保障と救援者費用保障のみのシンプルかつリーズナブルな保険
- 救援者費用保障：遺体の処理、移送費用等や、親族の来日費用に加え、事後処理等の臨時費用として20万円を優先的に費用負担者に支払います。  
(費用負担者には受入機関、雇用事業者を含みます。)
- 個人賠償責任保険：保険金額1億円で高額賠償事案にも対応。示談代行サービス付き。
- LCI家財保険：実習生の寮等、賃貸物件で利用可能な低コストの家財総合保険。

これらの保険を必要な保障・保険期間に応じて組み合わせ簡単な手続きで申し込むことができます。ぜひこの機会にビバビータの外国人技能実習生向け保険をご利用ください。



## 実習期間で「医療保障なし」それが選ばれる理由

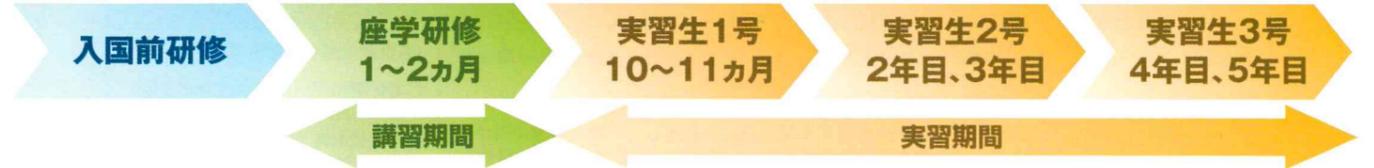
外国人技能実習生は、社会保険や労働関係法令に則り労災等にも加入しており、日本人労働者と同様に高額療養費制度も適用される為、実際の医療負担は軽くなります。  
外国人技能実習生の制度上、医療費の自己負担分を保障する必要はありません。また、実習生自身の医療費の負担が無い場合、日本では常識的ではないことで病院へ行くモラルリスクの問題も生じ、仕事にならないことが多く、付き添いや保障請求にも手間がかかり大変だという声があります。  
現在、弊社の保険をご採用頂くお客様が増えており、「この保険で十分」「保険料が安い」とのご評価をいただいています。この機会に実習生保険の見直しをご提案します。

**実際の医療負担を見据え、コストと手間を抑制!!**

### ■保険ご加入例 (講習期間のみ、3号期間のみでもご利用可能)

商品タイプ	保険金額					保険料					
	傷害		疾病		救援者費用	個人賠償責任保険	治療費用 100%保障期間	講習期間のみ 35日間	滞在期間12ヶ月 (35日+11ヶ月)	滞在期間36ヶ月 (35日+35ヶ月)	3号期間のみ 24ヶ月
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用							
新I型	600万円	160万円 (講習期間のみ)	600万円	160万円 (講習期間のみ)	200万円	1億円 (追加プラン)	35日間	2,300円	6,300円	15,100円	8,800円
II型	500万円	160万円 (講習期間のみ)	500万円	160万円 (講習期間のみ)	200万円	1億円 (追加プラン)	35日間	2,200円	5,800円	13,600円	7,800円
III型	300万円	160万円 (講習期間のみ)	300万円	160万円 (講習期間のみ)	200万円	1億円 (追加プラン)	35日間	2,100円	4,800円	10,600円	5,800円

## 保険内容



### ●講習期間の保険

	新I型	II型	III型
生命保障	6,000,000円	5,000,000円	3,000,000円
特定重度障害			
救援者費用	2,000,000円		
医療費用保障	1,600,000円		
保険料	35日間	2,300円	2,200円
	40日間	2,500円	2,400円
	70日間	4,300円	4,200円
	80日間	5,000円	4,900円

### ●実習期間の保険

	新I型	II型	III型
生命保障	6,000,000円	5,000,000円	3,000,000円
特定重度障害			
救援者費用	2,000,000円		
医療費用保障	—		
保険料	10ヶ月	3,600円	3,200円
	11ヶ月	4,000円	3,600円
	12ヶ月	4,400円	3,900円
		2,300円	2,700円

- 生命保障 ……日本国内で被保険者が、保険期間内に死亡したとき、生命保険金を支払います。
- 特定重度障害保障 ……日本国内で被保険者が、保険期間内に発生した不慮の事故の日から180日以内に特定重度障害を負った場合に特定重度障害保険金を支払います。
- 救援者費用保障 ……日本国内で被保険者が、保険期間内に死亡または危篤状態となった場合に、親族等を本国から呼寄せ費用や遺体処理、運搬、交通通信費等をお支払いいたします。また、臨時費用20万円を費用負担者に優先してお支払いいたします。
- 講習期間の医療費用保障 (100%) ……日本国内で保険期間内に発生、発症した疾病、または傷害で医療法に定める日本国内の医療機関で保険期間内に被保険者が受けた医療行為に係る医療費について医療費用保険金を支払います。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険加入以前からの病気、ケガ
- 被保険者の違法行為・自殺による死亡
- 歯科治療全般
- 妊娠出産・およびこれらに起因する病気
- 被保険者の故意または重大な過失
- 医学的他覚所見のない場合

## 個人賠償責任保険・LCI家財保険のご案内



### ■個人賠償責任保険(自転車保険)

日本では自転車事故による高額な賠償事案が多数出ており、自転車保険の加入が義務付ける自治体も増えてきていることから、自転車による事故に対する対応が課題となっております。そこで、当社指定代理店から低コストで安心な個人賠償責任保険をご案内しています。

**保険金額1億円・示談代行サービス付き  
なんと年間保険料1,500円!!**

※個人賠償責任保険は当社協力企業の取扱いとなります。詳しくはお問い合わせください。

### ■LCI家財総合保険(賃貸住宅向け保険)

賃貸契約の際に不動産会社で用意された保険に加入しなくてはならない義務はありません。ビバビータメディカルライフでは実習生の寮やアパートで利用していただけるように、家財保険を用意いたしました。ご自身のお住まいや実習生の家財保険に関しても見直しをご提案します。

**なんと保険金額は  
1年間 2,400円~! 2年間 3,500円~!**

※LCI(Low Cost Insurance)は株式会社ビバビータメディカルライフの登録商標です。

## ■保険の概要 (外国人技能実習生向け医療・救援者費用保障付生命保険)

保険種類	保障の内容と支払う保険金	主な免責事項の例
1) 生命保険	日本国内で被保険者が保険期間内に死亡したとき、生命保険金を支払います。	(各保険共通の免責事項) ○責任期間開始以前、および終了後に発病した病気、発生したケガ ○保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ○妊娠、出産、およびそれらにかかわるもの ○歯科治療全般
2) 特定重度障害保障保険	日本国内で、被保険者が保険期間内に発生した不慮の事故の日から180日以内に特定重度障害を負った場合に特定重度障害保険金を支払います。	○被保険者の自殺行為、違法行為、犯罪行為または闘争行為によるもの ただし、自殺行為で死亡した場合は、救援者費用保障保険の対象になります。 ○麻薬、覚醒剤、シンナー等によるもの ○戦争、暴動、その他変乱などによるもの ○医学的他覚所見のない場合 ○放射線照射、放射能汚染 ○自然災害によるもの ○集団食中毒 ○飲酒によるもの ○他の保険の保障対象となるものは免責です。
3) 救援者費用保障保険	日本国内で保険期間内に被保険者が傷害、疾病により医師の診断で危篤状態に陥った場合や、死亡した場合、または搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難(行方不明を含む)した場合、さらに事故により生死不明、または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となった事が警察等公的機関により確認された場合に、本国から救援者が来日する場合の費用を当社規定により救援者費用保険金を支払います。 医師が危篤状態と診断した時および警察等公的機関が必要と確認した時を事故発生時とします。 1. 救援者(2名まで)の往復航空運賃および日本国内での被保険者所在地までの交通費 2. 救援者(2名まで)の宿泊費の実費(1名1泊以内)。救援者の交通費は、宿泊先と医療機関(被保険者の所在地)の間の交通費を含みます。 3. 本国までの遺体移送費用 4. 日本国内での遺体処理費用 さらに、被保険者が死亡した場合、救援者の緊急来日や遺体移送に係る諸雑費、被保険者の所持品の処分等にかかる費用等の保障として、20万円の臨時費用保障保険金を他の保障に優先して費用の負担者に支払います。	
4) 医療費用保障保険	日本国内で保険期間内に被保険者が、発症、発生した疾病または傷害で、医療法に定める日本国内の病院または診療所において通院、入院または往診により保険期間内に受けた医療行為に対して支払った医療費について、同一の疾病、傷害についての医療費の合計(複数回治療を受けた場合は、全ての合計金額)が免責金額(講習期間の保険は5,000円)以上であれば、その合計金額を医療費用保障保険金として支払います。 併せて保障審査に必要な診断書1通分の費用も当社がお支払いします。 また、医療費は診療報酬点数で表される医療費を1点につき10円(100%)と換算した金額が保障の対象になります。 例:講習期間中にケガで2回通院し医療費が合計で9,800円かかった場合、9,800円と診断書の費用(5,500円まで)をお支払いします。	(医療保障の免責事項) ○乱視、近視、遠視など ○ソケイヘルニア、形成手術全般 ○冷感性、生理痛、アレルギーなど ○医師の診断により発生時期が加入後の保険期間内に特定できないものは免責です。

※保険の内容、免責事項の詳細は当社までご確認ください。

## 特定の事業での外国人技能実習生向け医療保障付(100%)の保険

特定の事業で在留期間一年以内の場合には、諸般の事情により、国民健康保険等の加入が難しい場合がありますので、医療保障のある保険について御要望を頂いていました。

ここに、医療保障(100%)付の技能実習生向け保険を御案内いたします。

詳細につきましては、当社までご確認ください。

**実習期間  
医療保障付  
(100%)  
+**

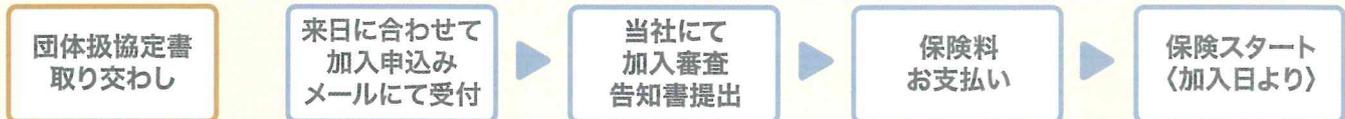
**生命保険**

**特定重度障害**

**救援者費用保障**

実習期間の保険		Ⅱ型
生命保険		5,000,000円
特定重度障害		5,000,000円
救援者費用		2,000,000円
医療費用保障		1,600,000円
保険料	6ヵ月	8,600円
	7ヵ月	10,000円
	8ヵ月	11,400円
	9ヵ月	12,800円
	10ヵ月	14,300円
	11ヵ月	15,800円
	12ヵ月	17,300円

## お申し込み手続き(例)



団体取扱協定書を取り交わして頂き、ご加入に際しては、所定の用紙をメールまたはFAXするだけで、簡単にお申し込みができます。保険料は当社からの請求に合わせ、ご希望の加入日前までにお支払いください。詳しくは当社までお問い合わせください。



少額短期保険会社  
(株) ビバビーダメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD.  
関東財務局長(少額短期保険) 第51号  
本社: 〒242-0029 神奈川県大和市上草柳482-2-201  
TEL.046-265-6685 FAX.046-265-6686

取扱代理店